

平成29年度秋田県奨学金返還助成制度

【日本人等対象】

直接応募

【秋田県人口問題対策課】

- 応募資格: 次のいずれにも該当する者
 - ・対象となる奨学金(詳細は募集要項参照)の貸与を受けていること
 - ・平成29年4月1日以降に秋田県内に定住の意思を持って居住していること
 - ・平成29年4月1日以降、秋田県内で就労していること※既卒者も平成28年4月1日以降、居住、就労などの要件を満たせば、応募可能。
詳細は募集要項を参照のこと。
- 助成金額: ●一般分・・・上記応募資格を満たす方はすべて対象
年返還額の2/3(上限133,000円(年額))。
助成期間は、奨学金貸与期間が3年を超える場合3年間(36か月分)。同2年以上3年以下の場合2年間(24か月分)。
●未来創生分・・・一般分の対象者が県が指定する特定業種認定企業等(詳細は募集要項参照)に就職する方が対象
年返還額の10/10(上限200,000円(年額))。助成期間は、一般分と同じ。
- 応募期間: 平成29年4月～平成30年3月末日まで
- 応募方法: 必要書類を揃えて直接、期限までに奨学団体に提出してください。

※ この掲示には主な条件のみ記載しています。詳細は、募集要項を参照してください。

募集要項・応募書類は、学生支援課窓口(学生センター2階)または学生支援課ウェブサイトで配付しています。

学生支援課ウェブサイト http://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/expense/domestic/public_private/

掲示期限: 受付期限終了まで

平成28年11月29日 経済支援係: 045-339-3115

窓口: 土日祝除く 8:30～12:45 / 13:45～17:00